

令和4年8月23日

各位

愛知県口論義運動公園指定管理者
口論義みらいスポーツコミュニティ

利用料金誤徴収に関するお詫びとご報告

謹啓 この度、愛知県口論義運動公園の利用料金徴収において、利用料金が条例上定められていない施設の一部を有料施設と誤って認識し、ご利用者様から利用料金を徴収していたことが判明しました。私共の不手際により、ご利用者様等へ多大なるご迷惑をお掛けしてしまい、心よりお詫び申し上げます。

誤って料金を徴収してしまいましたご利用者様への謝罪と返金、県民の皆様へのご説明を速やかに行って参ります。

今後、二度とこのような間違いを起こさないよう、再発防止策を徹底し、細心の注意を払って運営を行っていく所存でございます。

謹白

記

1. 発覚の日時及び経緯

日にち 令和4年7月28日(木)

経緯 条例で料金設定されている庭球施設の会議室を第二庭球場の本部席と誤認し、利用料金を徴収していたことが判明しました。

また、蹴球場の本部席と蹴球場の会議室を2室で1組とし、利用料金を徴収していたことが判明しました。

2. 誤徴収の原因

(1) 庭球場

利用料金が必要ない第二庭球場の本部席を、料金が必要な会議室と誤認し、利用料金を徴収していた。(2時間につき610円/回 [2019.10.1の料金改定前600円])

(2) 蹴球場

利用料金が必要ない蹴球場クラブハウス内の本部席と、料金が必要な会議室を一体として、どちらの部屋が利用希望かを確認せず貸し出し、利用料金を徴収していた。

(2時間につき1,020円/回 [2019.10.1の料金改定前1,000円])

3. 誤徴収の対象者、金額及び期間

区分	庭球場	蹴球場（※）	計
対象者	22名 (内訳：団体17、個人5)	26名 (内訳：団体13、個人13)	48名 (内訳：団体30、個人18)
誤徴収額	1,174,220円 (延べ利用回数 1,943回)	623,260円 (延べ利用回数 615回)	1,797,480円 (延べ利用回数 2,558回)
誤徴収していた期間	2016年4月1日から 2022年5月30日まで	2019年1月13日から 2022年6月30日まで	

※ 会議室の利用希望者を含む。

4. 今後の対応

① 該当のご利用者様への謝罪と返金

庭球場のご利用者様につきましては、直接お詫びを行い、速やかに返金させていただきます。
蹴球場のご利用者様につきましては、直接お詫びを行うと共に、会議室の利用希望があったか、個別に確認を行います。その結果、会議室のご利用希望の無い場合は、速やかに返金させていただきます。

② ホームページ・施設における県民の皆様へのご説明

口論義運動公園ホームページ、口論義運動公園の施設窓口において、本件に関する経緯並びに今後の対応等について掲示させていただきます。

5. 再発防止策

- ① 条例や図面等の確認を含めた利用規則の確認及び社員への理解・周知を徹底
- ② ご利用者様に対する、ご案内方法の改善（図面等を用いてのご案内）
- ③ 会計監査の強化（条例・仕様書に基づいた監査項目への見直し）

6. 本件に関するお問合せ先

愛知県口論義運動公園 指定管理者 口論義みらいスポーツコミュニティ（担当：川上）

TEL：0561-73-8959

お問合せ時間：4月～9月…7時30分～21時、10月～3月…8時30分～21時

休館日：水曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日～1月3日）

以上